

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宇城市長 守田 憲史

市町村名 (市町村コード)	宇城市 (43213)
地域名 (地域内農業集落名)	河江地区 (三ツ丸集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当集落は、水田地域で農業者の多くが兼業農家で、主に水稻の栽培を行っている。

地域農業の課題は、後継者が少なく、農地についても排水が悪く、点在している。

現在、耕作放棄地は無いが持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、他地区からの入作者を確保する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農業者:31人(うち50歳代以下11人)、認定農業者1経営体

主な作物:水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の排水が悪いため、基盤整備事業を考え、地域の担い手と入作者が一体となって農地を利用していく体制の構築を図り、水稻栽培を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

入作者の状況に応じて、集積・集約化を進める一方で、地元農業者についても現状の面積を維持しつつ、集落の農地の保全に努める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用しつつ、集落の状況に応じて段階的に集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地元農業者のニーズを踏まえ、必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落内外の農業者が経営しやすい環境を整える。多面的機能支払交付金事業と連携し適切な農地の保全に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

入作者が集落の農地を管理しているところもあるが、将来的には集落営農組織の設立を目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金事業と連携し、適切な農地の維持管理を行う。